

吹田市福祉部障がい福祉室 会計年度任用職員（手話通訳専門員）募集要項

1 職種・募集人数

手話通訳専門員（1名）

2 業務内容

派遣手話通訳及び事務補助

3 勤務場所

吹田市役所 障がい福祉室（116番窓口）

所在地：吹田市泉町1丁目3番40号

4 応募要件

<応募資格>

手話通訳士、もしくは都道府県手話通訳登録者

<募集期間>

令和8年2月3日から採用者が決定するまで

<欠格条項>

地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は応募できません。

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②吹田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考方法

履歴書による書類審査及び面接

6 勤務条件

<勤務日>

月～金曜日の間で週4日

<勤務時間>

9時30分～17時30分（休憩45分）または9時～17時（休憩45分）

<給与>

月額 217,292 円～（地域手当含む）

再度の任用時には、当該職としての経験に応じて、一定の範囲で加算される場合があります。

<諸手当等>

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。

<社会保険>

健康保険、厚生年金保険、雇用保険等

<休暇制度>

年次休暇、夏期休暇、特別休暇等

<服務>

地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の対象となります。

7 採用（任用）

<任用期間>

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

<条件付採用>

原則として、任用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

<備考>

次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。

8 応募方法等

- ・ 3 か月以内に撮影した写真（正面向き、本人と確認できるもの）を貼付した履歴書（※書式自由）と資格証の写しを下記まで持参又は郵送にて提出してください。
- ・ 郵送の場合は、封書に「会計年度任用職員応募」と朱書きをお願いします。
- ・ 履歴書には日中連絡が可能な電話番号を御記入ください。後日、面接日をお知らせします。
- ・ 提出された履歴書は返却しませんので、予め御了承ください。
- ・ ファックス及びメールでは受付していません。

〔提出先〕

吹田市役所 障がい福祉室（116番窓口）

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

TEL：06-6384-1347 担当：平井・清家